

富士市建設工事合併入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について、円滑で適正に建設工事を実施することを目的として複数の建設工事の請負契約を同一の者と締結する必要がある場合において、当該複数の請負契約に係る競争入札を一件の入札として行うこと（以下「合併入札」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 合併入札は、複数の建設工事のうち設計金額が最も大きい建設工事を主たる建設工事（以下「本体工事」という。）とし、他の建設工事を従たる建設工事（以下「関連工事」という。）として、次の各号のすべてに該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 本体工事及び関連工事のそれぞれの設計金額が130万円以上であること。
- (2) 價格競争入札により落札者を決定しようとするものであること。
- (3) 本体工事及び関連工事を一つの建設工事として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (4) 本体工事及び関連工事の施工者が異なる場合においては、かし担保責任の範囲が不明確となるなどの理由により、同一の者による施工が必要であると判断されること。
- (5) 本体工事及び関連工事の発注工種が同一であること。
- (6) 本体工事及び関連工事の施工場所が同一又は隣接する場所であること。
- (7) 本体工事及び関連工事の施工部分ごとに履行の確認を行うことができること。
- (8) 本体工事及び関連工事の請負契約の締結を同時に行うことができること。

(実施の決定)

第3条 合併入札の実施は、富士市建設工事等入札参加者指名委員会の審議を経て決定する。

(設計金額等の算出等)

第4条 合併入札の設計金額（以下「合併入札設計金額」という。）は、本体工事及び関連工事の設計金額の合計額とする。この場合において、諸経費を調整することが必要なときは、当該調整を行ったうえで合併入札設計金額を算出するものとする。

- 2 合併入札設計金額は、富士市建設工事等入札参加者指名委員会規程（平成14年富士市訓令乙第6号）において1件の請負契約の金額とみなす。
- 3 合併入札の予定価格（以下「合併入札予定価格」という。）は、本体工事及び関連工事の予定価格の合計額とする。

(入札書)

第5条 合併入札に係る入札書は1通とし、本体工事及び関連工事の契約希望金額の合計額を記載するものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）は含めないものとする。

(工事費内訳書)

第6条 合併入札に係る工事費内訳書は1通とし、主体工事及び関連工事の名称等を併記して、主体工事及び関連工事のそれぞれの工事費内訳及び工事価格、主体工事及び関連工事の工事価格の合計額を記載のうえ、入札書に添付して提出するものとする。

2 工事費内訳書の添付がない入札又は工事費内訳書に不備がある入札は、無効とする。

(最低制限価格等の設定及び落札者の決定)

第7条 合併入札予定価格が5,000万円未満の場合は、富士市建設工事における最低制限価格取扱要領の規定を準用して落札者を決定する。この場合において、合併入札の最低制限価格（以下「合併入札最低制限価格」という。）は、本体工事及び関連工事の最低制限価格の合計額とする。

2 合併入札予定価格が5,000万円以上の場合は、富士市低入札価格取扱要領の規定を準用して落札者を決定する。この場合において、合併入札の調査基準価格（以下「合併入札調査基準価格」という。）は、本体工事及び関連工事の調査基準価格の合計額とし、合併入札の失格基準価格（以下「合併入札失格基準価格」という。）は、本体工事及び関連工事の失格基準価格の合計額とする。

(契約の締結)

第8条 契約は、それぞれの建設工事ごとに契約書を作成し、締結するものとする。

(契約金額の算定)

第9条 本体工事及び関連工事の契約金額は、合併入札の落札金額（以下「合併入札落札金額」という。）をそれぞれの建設工事の予定価格に応じて按分した額（以下「按分落札金額」という。）に消費税等を加えた額とする。

2 按分落札金額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数の百の位を四捨五入するものとし、本体工事及び関連工事の按分落札金額の合計額が合併入札落札金額と合致しないときは、本体工事の按分落札金額で調整するものとする。

(配置技術者等)

第10条 本体工事及び関連工事に配置する主任技術者は、同一の者が兼ねることができるものとする。ただし、本体工事及び関連工事の下請負契約の請負代金を合計した額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合は、監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。また、本体工事及び関連工事の契約金額を合計した額が建設業法第26条第3項の政令で定める金額以上になる場合は、主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければならない。

2 本体工事及び関連工事に配置する現場代理人は、同一の者が兼ねることができるものとする。また、本体工事及び関連工事に配置する現場代理人は、前項の技術者と兼ねることができるものとする。

(入札結果等の公表)

第11条 入札結果等の公表は、合併入札予定価格、合併入札最低制限価格、合併入札調査基準価格、合併入札失格基準価格、合併入札落札金額をもって行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、平成27年8月5日から施行する。